

第38回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.11.9(火)14:21 - 14:54、14:59 - 15:00

同 14:54 - 14:59は委員協議

場所：議事堂2F 201委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）

事務局 高沖次長、永田企画法務課長、鳥井政策法務監、畑中副課長

資料：第38回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料1 子どもを虐待から守る条例の運用の在り方について意見提出のお願い

< 検討会 議事概要 >

委員：第38回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

すでに委員各位ご承知のことであるが、われわれが発議した「子どもを虐待から守るための決議案」は、先月18日、本会議において、全会一致で可決された。この決議を受けて、知事におかれても、例年の子ども虐待防止キャンペーンの実施に加え、初日の11月1日には子ども虐待防止について緊急アピールを発表され、広く県民のみなさまに理解と協力を訴えられるとともに、市町や団体、企業の方々と連携して啓発活動に取り組みられるなど、この決議の趣旨を十分に生かしていただいていると認識している。また、子ども虐待防止キャラバン隊の出発式においては、議長からも、当検討会におけるわれわれの取り組みについて言及しつつ虐待防止に向けた力強いメッセージを発信していただいたところである。申すまでもないが、われわれ議員も、この決議を、あらゆる機会を通じて、県民のみなさまやNPOなど民間の団体、市町などに訴えていかなければならないものである。このことは、この検討会委員全員が共有する決意であると認識している。

本日の検討会のスケジュールを説明する前に、ここで改めて、次のことについて確認する。

1点目、新政みえから「申し入れ事項について」のご意見が提出されていること、

2点目、執行部に対する申し入れを行う必要があるというご意見をいただいていること、

3点目、執行部に対する申し入れについては、所管である健康福祉病院常任委員会と調整する必要があると繰り返しご意見をいただいていること、

これらのことから、当検討会は、決議案の採決の後に、当該条例の運用の在り方について、さらなる改善に向け執行部への申し入れを行うことも視野に

入れて検討を行うこととする、とした。そこで、本日の検討会に先立ち、11月4日、副座長と座長とが、健康福祉病院常任委員会に出席し、当検討会が執行部への申入れを行うことを視野に入れて今後検討する見通しであると、この検討会の状況を説明してきた。常任委員会の委員からご意見をいただき、次の方向で調整してきたところである。すなわち、1点目、検討会として申入れすべき内容をまとめた上で、再度、健康福祉病院常任委員会に説明すること。その上で、健康福祉病院常任委員会において、必要に応じて議論すること、2点目、執行部に対する申入れの方法、例えば健康福祉病院常任委員会と当検討会とが連名で行うかなどについては、引き続き、委員長、副委員長、座長及び副座長を中心に調整すること、今のところ、このように決まっている。

また、これらのことと平行して、先月28日、改めて、この検討会の委員各位に、子どもを虐待から守る条例の運用の在り方について、資料1のとおり意見提出をお願いした。この意見の提出は、11月5日の締切でお願いしましたが、その結果、座長及び副座長を除いた8名の委員の内、「意見なし」の委員が6名、「新政みえ提出の『申し入れ事項について』をさらに深めたい」との委員が1名で、新たな意見の提出はなかった。

そこで、本日の検討会においては、改めて各委員から、当該条例の運用の在り方について、さらなる改善に向け執行部への申入れを行うことも視野に入れてこの検討会で検討を行うこと、このことについて、意見表明をしていただく。決議案が可決された後、執行部においても、子ども虐待防止キャラバン隊による県内巡回や啓発、児童虐待防止講演会の実施、市町児童相談担当課長研修会の開催など、危機感を持って取り組んでいるともみられる。これらのことから、執行部に対する申入れは、現在は不要であるなどというご意見もあろうかと思われる。あるいは、やはり執行部に対する申入れは必要であるという意見であれば、現行の取組の現状やその問題点は何であるのか、その改善のためにどのような提案をするのかを、説明していただかなければならない。仮に、新政みえ提出の『申し入れ事項について』を最大限生かしていくというのであれば、この『申し入れ事項について』の各項目について、現状をどのように認識しており、だから、執行部はこのように改善して取り組むべき、とこの検討会で議論をする必要がある。

改めて、当該条例の運用の在り方について、さらなる改善に向け執行部への申入れを行うことも視野に入れてこの検討会で検討を行うこと、このことについて、意見表明をしていただきたい。意見表明は、各委員2分以内を目安にお願いする。

委員：新政みえ提出の『申し入れ事項について』に沿って説明する。

1 (1)の乳幼児家庭全戸訪問事業についてはすべての市町で取り組まれているはずだが、養育支援訪問事業については未実施の市町もあると聞いている。実施していくに当たっては、保健師だけで行うのは厳しい。鈴鹿市など人口が多い市町ほど進めにくいものである。これに関しては執行部の説明聴取も必要であるが、この事業の支援に県も取り組んでいく必要があると考える。

また、2 (1)は条例第 16 条の規定に関することであるが、被虐待児童の個別のケアプランを作成するということが、どのような状況となっているか調査する必要がある。これについては、今後執行部の説明を聴取したいが、おそらく、まだこれからという状況であると思われる。これは、条例第 7 条の規定にも関連すると思われるが、それはすなわち、個別のケアプラン作成を、県と市町との協働のツールとしても大事と思われるからである。市町や児童相談所、一時入所施設などそれぞれの機関が児童に接するものであるが、それぞれの機関がそれぞれに相談シートを作成する。これらが情報共有する際に、共通の様式になっているとやりやすいのではないかとと思われる。また、子どもに接する機関が代わっても、その子どものケアプランはその子どもに付いていく必要がある。それぞれの機関がバラバラに対応するのではなく、子どものケアプランはトータルであるべきである。そのようなことが、条例第 16 条に規定が想定したことではないかと思われるので、市町と協議するよう申し入れていただきたいと考える。

さらに、重篤な事例の子どもは、最終的には家族再統合や自立に向け支援していくものであるが、その前段階で家庭の代替になる場としての施設が、これまでは充実したものではなかったとの意見もあるので、整備が必要と考える。これによって、虐待の連鎖を絶つ必要がある。

最後に 6 に関して、条例第 26 条の規定に基づく年次報告について、今年度のものは例年以上に詳細である。これを参考に、どういったところを見ていけば虐待の防止に繋がるのかを議論したい。また、調査、研究してもらって虐待の改善に繋げていく必要があると考えている。

以上のようなことを、申入れ事項にしていただきたい。

委員：新政みえ提出の『申し入れ事項について』のとおりである。私は特に、5 の人材の確保を強調したい。三重県児童虐待重篤事例検証委員会報告書においても、このことが課題と言及されていた。人材の確保をしっかりと行うよう、申入れを行うべき。

委員：新政みえ提出の『申し入れ事項について』のとおりでよい。私は特に、3 の関係機関の連携について、関係機関を明確に位置付けておくべきと考える。昨日の教育長会において、どうやって連携すればよいのか？などと

という意見が出ていたと新聞に載っていた。関係機関とは何を指すのか、認識している機関もあるが、認識していないところもあると思われる。

委員：申し入れ事項に関する意見はないが、例えば新政みえ提出の『申し入れ事項について』の2(1)に関する事などは、健康福祉病院常任委員会でもしっかりと議論されているところであるので、その他の事項についてもそのように協議していただきたいと考える。

委員：重要な事項については、決議案の中に盛り込んだ。そもそもこの条例検討会は、(対象とする)条例全体について議論する場であるが、議論の過程で出た意見の一部が、新政みえ案に挙げられている。このようなわれわれの意見を、健康福祉病院常任委員会に伝えてそこで十分に議論してもらい、必要であれば、常任委員会から執行部に対し申入れをしてもらうべきである。

所管の常任委員会と当検討会との役割を分けるべきであり、常任委員会の所管に関する事は(座長等から)常任委員会に伝えて、委ねていただきたい。

委員：この子どもを虐待から守る条例は長期にわたって議論を行い、先日決議案が可決されたことは一つの結論であると考えている。執行部に対する申入れ案として新政みえから意見が提出されていることについては、検討会として議論するものではなく、まず座長及び副座長において内容を精査していただき、その上で申入れを行うか否かは、その内容によると考える。

委員：以前から主張してきたが、この検討会は、対象とする条例が社会情勢等にかんがみ現状に適合しているのか、不備がないか等を検証する場であり、その検証の過程で運用に関する議論が出てくることもある。しかし、その改善に向けてこの検討会から執行部に対し申入れを行うのが適当か、疑問に思う。やはり、所管の常任委員会から行うべきであり、その理由は、常任委員会は継続性があり、その申入れの結果どのようなようになったなどといったことを将来的に見ていくことができるからである。申し入れるべき事項については、新生みえ案に賛成する。しかし、その方法については、常任委員会から申し入れることとするのが、議会全体としても整合性が図られると考える。

委員：この案件は事実上常任委員会に渡っているものと考えている。先日、予決の健康福祉病院分科会が開かれ、そこで平成23年度の関連する予算も報告されているところである。また、執行部においても、虐待防止のための取り組みを強化しているものである。以前は、この検討会で決議案の発議と執行部申入れの両方を行うべきとの意見もあったが、今後は条例の適切な運用が大切であり、このことは、常任委員会に委ねるべきと考える。具

体的には、課題と考える部分を、座長から常任委員会に伝えていただくのが良いと考える。

委員：先に可決された決議案については、良い時期に発議し、結果として県民に対してアピールすることができたと考えている。この決議を踏まえ、執行部でもしっかりと対応していただいているし、また、議長からもご発言いただいたものである。執行部に対して今さら申入れを行うのはいかがかという意見もあるが、他方、この検討会におけるこれまでの議論の経過もあることであり、健福常任委員会に対してこの検討会の意向をしっかりと伝え、向こう（常任委員会）の判断に委ねるのが良いと考える。

委員：申入れの方法についての意見はさておき、申し入れ事項について、新組みえ提案の意見に対して、異議はなかったと認識する。

委員：この検討会でこれまで議論してきた経緯では、条例の運用に関する具体的なことに関しては、執行部に対する申入れに盛り込んで対応することとなったものである。申入れの方法について当検討会から行うか否かの議論はさておき、申入れを行うことについては既定路線ではないのか。

委員：方法等については、健康福祉病院常任委員会と調整することとする。

委員：この検討会では、条例の運用に関しても議論したものである。その内容を整理の上このような課題がある、については適切な対応を求めるなど常任委員会でご対応いただきたいなどとするべきと考える。

委員：これまで、執行部に対する申入れを行うとの議論があった。また、議論の積み重ねで、運用上このような課題があるとのことも明らかになってきた。

委員：11/4、健福常任委員会においても、常任委員会と検討会との所管について整理するべきとの意見もあった。また、検討会は、いわゆる特別委員会のような存在であるので、今回だけは検討会に任せるべきとの意見もあった。また、この検討会でまとめた意見を、さらに健福常任委員会で議論したいとの意見もあり、申し入れるべき事項を取りまとめて、健福常任委員会に報告することとしたものである。

それでは、座長が、申し入れるべき事項を健康福祉病院常任委員会に報告することとする。

あわせてここで、この検討会の次の検証対象である議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例について、委員のご意見をお聞きしておきたい。委員各位ご承知のことだが、昨年6月30日第20回検討会において、この検討会は、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例、子どもを虐待から守る条例、その次に議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例の順で検証す

ることを、委員からご提案いただきそれに全員が賛成いただいたので、そのように決定し、これまで検証を進めてきた。子どもを虐待から守る条例について執行部に対して申入れを行うことについては、座長及び副座長にお任せいただくこととなったが、それとは別に、次の条例の検証を進めることについて、まず、委員各位のご意見を伺いたい。なお、この次の条例の検証を行うならば、効率的に進めるべく事務局にあらかじめ準備をさせることを、申し添える。委員各位のご意見はいかがか。

委員：次の条例の検証を始めるといふ予定ではないのか。

委員：平成21年6月の当時には、まだ検証することと順序を定めたところであるが、今後、たびたび検討会を開くことが可能なのかも含めて、委員のご意見を伺いたい。

検討会を休憩し、委員協議を行う。

(途中委員協議・検討会再開)

委員：検討会を再開する。

当検討会が、この委員で、新たな条例の検証を行うか否かについて、委員のご意見はいかがか。

委員：今後の議会日程などにかんがみ、次の条例の検証は、またの機会にやっていただきたい。

委員：ご異議はないようであるので、当検討会は、この委員で新たな条例の検証には入らないこととする。

本日の検討会は、これで終了する。

(15:00 終了)